

所得向上推進企業等総合支援事業費補助金 公募要領

公表日	改定内容
令和8年4月2日	・提出書類における事業内容の補足資料等の添付について追記【P.13】 ・プレゼン資料（先進枠）における補助事業計画の補足説明資料の追加提出について追記【P.13】
令和8年4月20日	・申請書提出先、問い合わせ先(本補助金事務局)について更新【P.20】

高知県所得向上推進企業等総合支援事業費補助金公募要領 (第3版 令和8年4月20日)

○目次

1.事業の目的.....	2
2.補助対象者.....	2
3.補助対象事業・要件・補助限度額等.....	4
4.補助対象経費.....	8
5.申請手続き.....	11
6.申請にあたっての注意事項.....	15
7.計画の変更等.....	16
8.実績報告.....	16
9.補助事業執行状況等の調査.....	17
10.補助事業フォローアップ.....	17
11.財産処分の承認申請.....	17
12.重要説明事項（補助事業者の義務等、交付決定後に遵守すべき事項）.....	18
13.その他.....	19

別添 1 高知県暴力団排除条例関係

別添 2 審査項目及び審査の視点について

※Q & Aについては、「高知県所得向上推進企業等総合支援事業費補助金Q & A」を参照

1 事業の目的

本事業は、若者の所得向上につながる高付加価値型経営への転換を目指す県内事業者の挑戦を強力に後押しするため、県内に本社又は主たる事業所を持つ中堅企業、中小企業等が行う「高付加価値化」、「生産能力の向上」、「販路開拓」、「経営組織の変革」、「人材育成」、「働き方改革」の取組を支援することを目的としています。

2 補助対象者

本補助金の補助対象者は、高知県内に、本社又は主たる事業所(支社や営業所、工場等)を有し、常時雇用する従業員(※1)がいる中堅企業及び中小企業等(※2)とします。

※1 常時雇用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味します。また、会社役員、個人事業主及び専従者は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため「常時雇用する従業員」には該当しないものとします。

※2 中堅企業、中小企業等の定義は以下のとおりです。

- ・中堅企業：下記に定義する中小企業等を除き、常時雇用する従業員の数が2,000人以下の者
- ・中小企業：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
- ・「中小企業等」には、常時使用する従業員の数が2,000人以下である医療法人、社会福祉法人、学校法人、商工会・都道府県商工会連合会及び、商工会議所、中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体、特別の法律によって設立された組合又はその連合会、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、任意団体を含みます。

(1) 補助対象外となる者は以下のとおり

- ・常時雇用する従業員がいない法人や個人事業主等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- ・国、法人税法別表第1に規定する公共法人（※3）
- ・政党その他の政治団体
- ・宗教上の組織又は団体
- ・別添1（高知県暴力団排除条例関係）に掲げるいずれかに該当する者。また、該当する者がその経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人である場合
- ・県税及び県に対して税外未収金債務を滞納している者（徴収の猶予が認められている場合を除く。）。

・上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

※ 3 国、法人税法別表第 1 に規定する公共法人は以下のとおりです。

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
港務局	港湾法
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）
独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

(2) 本事業の公募開始日において補助対象者の要件を満たしていること。

公募開始日以降に高知県内に事業所を開設する場合や、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、本事業の補助の対象外となります。

3 補助対象事業・要件・補助限度額等

同一事業者が「横展開枠」、「先進枠」、「100 億企業枠」の複数の枠に申請することはできません。
いずれか 1 つに申請してください。

(1) 横展開枠

補助対象事業	<p>次の①～⑥のうち 1 つ以上の事業</p> <p>①高付加価値化 新商品開発やサービスの差別化等により顧客単価の向上を図る事業</p> <p>②生産能力の向上 生産設備への投資等により収量拡大を図る事業</p> <p>③販路開拓 新市場開拓やリピーター獲得等により売上拡大を図る事業</p> <p>④経営組織の変革 経営形態の見直し等を通じて生産性向上を図る事業</p> <p>⑤人材育成 従業員の能力開発等を通じて生産性向上を図る事業</p> <p>⑥働き方改革 人材定着やモチベーションアップ等を通じて生産性向上を図る事業</p>
要件	<p>以下の①、②のいずれも満たすこと。</p> <p>①以下のア) イ) のいずれも満たす 3 年の事業計画を策定すること ア) 3 年の事業計画期間において、「<u>従業員 1 人あたり給与支給総額 (注 1)</u>」の年平均成長率を <u>2 % 以上増加</u>させること。(事業実施後 <u>1 年目</u>の成長率は <u>2 % 以上</u>とすること) (注 3) イ) 3 年の事業計画期間において、「<u>付加価値額 (注 2)</u>」の年平均成長率を <u>2 % 以上増加</u>させること。(事業実施後 <u>1 年目</u>の成長率は <u>2 % 以上</u>とすること) (注 3)</p> <p>②「こうち男性育休推進企業」への登録 「<u>こうち男性育休推進企業 (注 4)</u>」に登録していること。</p>
補助限度額	<p>(1) 補助対象事業①～⑥のうち、1 つを実施する場合 下限 10 万円～上限 500 万円</p> <p>(2) 補助対象事業①～⑥のうち、2 つ以上を実施する場合 下限 10 万円～上限 1,000 万円</p>

補助率	補助対象経費の3分の2以内 ※事業費が15万円(税抜)以上から補助対象となります。 (例)事業費15万円(税抜)×補助率2/3=補助金額10万円(下限)
事業実施期間	交付決定日～令和9年2月16日(実施期限) ※正当な理由がある場合には、指令前着手届により交付決定前に事業に着手することを例外的に認める場合がある(注5)

(2)先進枠

補助対象事業	次の①～③のうち1つ以上、かつ④～⑥のうち1つ以上の事業 また、 <u>先進性・新規性及び地域波及効果が認められる事業</u> ① 高付加価値化 新商品開発やサービスの差別化等により顧客単価の向上を図る事業の経費 ② 生産能力の向上 生産設備への投資等により収量拡大を図る事業の経費 ③ 販路開拓 新市場開拓やリピーター獲得等により売上拡大を図る事業の経費 ④ 経営組織の変革 経営形態の見直し等を通じて生産性向上を図る事業の経費 ⑤ 人材育成 従業員の能力開発等を通じて生産性向上を図る事業の経費 ⑥ 働き方改革 人材定着やモチベーションアップ等を通じて生産性向上を図る取組の経費
要件	以下の①、②のいずれも満たすこと。 ① 以下のア)イ)のいずれも満たす3年の事業計画を策定すること ア) 3年の事業計画期間において、「 <u>給与支給総額(注1)</u> 」及び「 <u>従業員1人あたり給与支給総額(注1)</u> 」の年平均成長率を5%以上増加させること。(事業実施後1年目の成長率は5%以上とすること)(注3) イ) 3年の事業計画期間において、「 <u>付加価値額(注2)</u> 」の年平均成長率を5%以上増加させること。(事業実施後1年目の成長率は5%以上とすること)(注3) ② 「こうち男性育休推進企業」への登録 「こうち男性育休推進企業(注4)」に登録していること。

補助金額	下限 1,000 万円～上限 5,000 万円
補助率	補助対象経費の 3 分の 2 以内 ※事業費が 1,500 万円(税抜)以上から補助対象となります。 (例)事業費 1,500 万円(税抜)×補助率 2/3=補助金額 1,000 万円(下限)
事業実施期間	交付決定日～ 令和 9 年 2 月 16 日(実施期限) ※正当な理由がある場合には、指令前着手届により交付決定前に事業に着手することを例外的に認める場合がある（注 5）

(3)100 億企業枠

補助対象事業	(1) 横展開枠、(2) 先進枠のそれぞれと同様
要件	以下の①から③のいずれも満たすこと。 ①「高知県 100 億企業登録制度」への登録 「高知県 100 億企業登録制度」(注 6) に登録していること。ただし、県内に本社を置く法人のうち、補助金申請時点の直近決算の売上高が <u>10 億円以上 100 億円未満</u> の中小企業（企業グループ(注 7) の場合はグループ全体の売上高の合計が 10 億円以上 100 億円未満) に限る。 ②100 億企業推奨メニューの実施 「 <u>海外への販路拡大</u> 」、「 <u>新製品・新技術・新サービスの研究開発</u> 」または、「 <u>企業の合併・買収 (M & A) による事業多角化や販路拡大</u> 」のいずれかに取り組むこと。 ③横展開枠または先進枠の要件を満たすこと (1) 横展開枠または (2) 先進枠の補助要件を全て満たすこと
補助金額	【横展開枠の要件を満たす場合】 (1) 補助対象経費①～⑥のうち、1 つを実施する場合 10 万円(下限)～ 上限 1,000 万円 (2) 補助対象経費①～⑥のうち、2 つ以上を実施する場合 10 万円(下限)～ 上限 1,500 万円 【先進枠の要件を満たす場合】 1,000 万円(下限)～ 上限 7,500 万円

補助率	補助対象経費の3分の2以内
事業実施期間	交付決定日～令和9年2月16日(実施期限) ※正当な理由がある場合には、指令前着手届により交付決定前に事業に着手することを例外的に認める場合がある(注5)

(注1) 給与支給総額は、**役員以外の全従業員に支払った給与等**(給料、賃金、賞与を含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く)をいいます。**従業員1人あたり給与支給総額**は、給与支給総額を役員以外の全従業員で除したものをいいます。

(注2) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費を合計したものをいいます。

(注3) 給与支給総額及び従業員1人あたり給与支給総額、付加価値額の成長率は、令和8年1月から令和8年12月までに決算期を迎える決算数値を起算点として計算する。

(注4) こうち男性育休推進企業とは、県が推進する「共働き・共育て」の一環として、男性従業員の育児休業取得を積極的に促進・実施する企業・団体を登録・公表する制度です。登録要件は、男性の育児休業について、次の3項目を公表可能な企業となっています。

- ①直近3カ年の事業年度における配偶者が出産した従業員数
- ②①のうち育休を取得した従業員数 ③平均育休取得日数
- ※男性育休の対象者や取得者がいない企業も登録可能

【制度詳細はこちらを参照】<https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/>

(注5) 指令前着手とは、事業採択の後、交付決定までに時間を要することにより、実施時期の遅延により事業効果が損なわれる、すなわち事業実施の適期を失する等の正当な理由がある場合には、指令前着手届により交付決定前に事業に着手することを例外的に認めることです。交付決定時に、指令前着手が補助目的に合致していることを確認し、補助対象経費等の内容が適当と認められた場合には、**指令前着手届が受理された日からの経費が補助金の対象**となります。

なお、指令前着手にあたっては、次のことが条件となりますので、予めご了承ください。

- ①補助金の交付決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- ②着手から交付決定通知を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと。
- ③補助金の交付決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- ④不採択となった場合は、不採択の決定までに要した事業費は、すべて事業実施主体が負担すること。

(注6)高知県 100 億企業登録制度は、県内産業の成長を牽引し、スケールアップを目指す企業を後押しするとともに、若者に選ばれる県内企業の増加を図るため、売上高 100 億円規模を目指す成長意欲の高い県内企業を登録する制度です。本登録制度の対象者は、高知県内に本店を有し、県内において事業活動を行う中小企業であって、次の全てを満たす者となっています。

①売上高が 10 億円以上 100 億円未満であること（企業グループの場合は、グループ全体の売上高の合計が 10 億円以上 100 億未満であること）。

②中小企業庁が実施する「100 億宣言」を実施している、または将来的に実施する意思があること。

③100 億企業ネットワーク形成事業における意見交換会に参加すること。

【制度詳細はこちらを参照】<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026022600255/>

(注7)企業グループは、会社法で規定する子会社及び当該子会社の子会社（孫会社）をいいます。本補助金を申請の際は、代表となる事業者が申請書を提出してください。

4 補助対象経費

補助事業を実施するために必要な経費であって、以下（1）補助対象外経費以外の経費を対象とします。

(1)補助対象外経費

- ・人件費
- ・食糧費
- ・借入金の返済費
- ・用地の取得及び整地に要する経費
- ・既存の施設、設備等の撤去及び処分⁽¹⁾に要する経費
(ただし、改修に伴い発生する撤去に要する経費は、補助の対象とすることができる場合がある。)
- ・一般車両購入費
(ただし、**売上の増加や生産性向上に直接資する車両であり、事業規模拡大や賃上げにつながる効果が見込まれるものについては、補助対象とする。**)
- ・自社やグループ会社から調達するもの
- ・既存施設の改修経費で単なる維持修繕を目的とするもの
- ・施設や機器のメンテナンス料等維持管理に要する経費
- ・起業、開業に係る経費
- ・**県外、海外**への生産設備設置に係る経費
- ・光熱水費
- ・原材料費
(ただし、**製品開発の試作品製造に係る原材料費は補助対象とする。**)
- ・保険料（火災保険、設備保険など）

- ・文房具や印刷用紙などの事務用品等の消耗品費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- ・公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という）等）
- ・株式の譲受や取得に要する費用
- ・商品券・金券の購入費
- ・領収書等、実績報告時に必要な経費支出関係の書類を用意できないもの
- ・**事業実施期間外**に、発注、購入、契約、納品、支払を実施したもの
（ただし、指令前着手届により交付決定前に事業に着手することを例外的に認める場合は除く。）
- ・国や県、市町村等が実施する**他の補助金で受給している事業の経費**
（同一経費について国や県、市町村等が実施する**他の補助金との重複受給申請はできない**。ただし、市町村等による本補助金への継ぎ足し補助は重複受給が可能。）
- ・県が設置する公の施設のうち、指定管理者制度を導入している施設における指定管理事業（公の施設の指定管理者制度に関する運用指針（以下「運用指針」という。）別紙で定める事業）の経費

ただし、指定管理者が運用指針の別紙で定める高付加価値型提案事業及び目的外自主事業を行う場合で、かつ、補助対象となる経費が、県の保有する財産の効用や価値を増加させない（最終的な所有権が県でない）ものは補助対象とする。なお、高付加価値型提案事業及び目的外自主事業を行う場合は、県に対して業務計画書を提出し、事前に県の承認を受けなければならないことに留意すること。

【公の施設の指定管理者制度に関する運用指針 別紙】

別紙

指定管理における関係業務等の一覧

条例の範囲	条例の規定 (美術館の場合)	事業の範囲・分類		事業内容	事業の財源	収入の帰属
条例で定める各施設の設置目的の範囲内	条例第18条	指定管理者としての業務 一審査の評価対象	指定管理事業	施設の設置目的を達成するため、協定書・仕様書に基づき、実施する事業 【例】施設の維持管理 定例の企画展・イベント等	指定管理代行料	指定管理者 (精算を求めている施設で最終的に剰余金が出た場合)
	条例第2条		高付加価値型提案事業 (自主事業①)	県民に対して、より高い付加価値を生み出すサービスを提供するため、指定管理者が提案し、実施する事業 【例】特別な企画展・イベント等		指定管理者の 自主財源 (指定管理事業に従事する職員が企画・運営することは可とする)

(参考)

条例で定める各施設の設置目的の範囲外	条例の規定なし	指定管理者としての業務以外の業務 一審査の評価対象外	目的外自主事業 (自主事業②) 一目的外使用許可が必要	施設の設置目的及び指定管理者としての業務の実施を妨げない範囲内において、指定管理者のノウハウを活用し、実施する事業 【例】指定管理事業の関連イベント、貸館でのセミナー、物品販売等	指定管理者の 自主財源	指定管理者 (当該事業の収入については、指定管理業務の収入に含まず、指定管理者の収入とする)
--------------------	---------	-------------------------------	-----------------------------------	--	----------------	---

・市町村が設置する公の施設のうち、指定管理者制度を導入している施設における指定管理事業の経費

〔ただし、指定管理を受けている施設に関する事業以外の事業を行う場合で、かつ、補助対象となる経費が、市町村の保有する財産の効用や価値を増加させない（最終的な所有権が地方自治体等でない）ものは補助対象とする。〕

・上記に掲げるもののほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断した経費

(2)補助対象経費例

補助対象事業区分	補助対象経費例
①高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業戦略の策定に係るコンサルティング経費 ・自社製品開発に係る市場調査の外注費 ・自社製品開発を担う中核人材獲得のための人材紹介手数料 ・研究開発を担う外部人材（大学院生など）派遣経費 ・店舗内装のデザインに係る外注費 など
②生産能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・生産設備（建物、機械装置など）の購入費 ・増員に伴う人材紹介手数料 ・業務効率化に資するソフトウェアの構築・購入費 など
③販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・新市場開拓に係る市場調査の外注費 ・市場開拓のための広告費 ・県外海外見本市への出展料や旅費 ・海外市場に精通した外部専門家派遣経費 ・海外販売のための WEB サイト・資料の翻訳料 など
④経営組織の変革	<ul style="list-style-type: none"> ・社長の右腕となる経営人材獲得のための人材紹介手数料 ・M&Aに係る仲介費用、デューデリジェンスなどのコンサル費用 ・法人化に係る手数料（登記費用など） など
⑤人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の外部研修の受講料 ・従業員の大学等でのリカレント教育に係る授業料・入校料 など
⑥働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク、フリーアドレス、子連れ出勤など新しい働き方の導入に係る機器導入 ・人事労務制度の改革に係るコンサルティング費用 ・女性用トイレの新設に係る施設改修費用 ・技能実習や特定技能の外国人の寮の新設、改修 など

(3)ハード費用の費用対効果

ハード費用（注1）の事業に要する経費（税込）の合計が1,500万円を超える場合、令和8年から令和11年の間の付加価値額増加額との比率が100%を超える計画であることが必要です。

（費用対効果算出式）

付加価値額増加額（令和11年の付加価値額 - 令和8年の付加価値額）
ハード費用の事業に要する経費の合計（1,500万円を超える場合） = 100%以上

(注1)ハード費用は、建設工事や機械装置、車両、システム構築等の資産取得に係る経費を指します。

5 申請手続

(1)申請スケジュール

公募期間	1次募集 令和8年4月20日（月）～令和8年5月20日（水）17:00【必着】 【今後の公募予定】 2次募集 令和8年5月下旬予定（2次募集の公募要領は5月中旬に公開予定） 3次募集 令和8年7月中旬予定（3次募集の公募要領は7月上旬に公開予定） ※今後の公募予定は、予算状況により変更となる可能性があります。
先進枠 審査会	1次募集分 令和8年6月15日～19日のいずれか（予定）
交付 決定日	1次募集分 令和8年6月中旬～下旬頃（交付決定日までは契約や発注(注文)はできません）

○申請前に書類に不備や不足がないことを必ず確認してください。申請書に不備や不足等がある場合は、受理できません。**日程に余裕を持った申請**をお勧めします。

○審査については、以下のとおり実施します。

【横展開枠】 ※100億企業枠で横展開の要件を満たす場合も同様

・知事が指定する審査員が審査し、基準を満たした申請について、予算の範囲内で交付決定します。

・審査項目については、別添2（P21）を参照してください。

【先進枠】 ※100億企業枠で先進枠の要件を満たす場合も同様

・知事が指定する外部有識者からなる審査会で審査し、基準を満たした申請について、予算の範囲内で交付決定します。

・審査項目については別添2（P22）を参照してください。

- ・原則として申請者のプレゼンテーションによる審査を実施します。その場合は、審査会開催日の7日前までに、申請書に記載の連絡先に連絡しますので、出席してください(オンラインで実施)。
- ・**審査会に出席できない場合は、補助金を交付できません**ので、ご了承ください。

(2)提出書類

以下①～④の書類をご提出ください。なお、**申請書類への押印は不要**です。

	必要書類	備考
① 補助金交付申請書	・第1号様式	・指令前着手を行う場合は、申請書とあわせて第2号様式「指令前着手届」も提出してください。(P7の(注5)を参照)
② 補助事業計画書	・別紙1-1、1-2、別紙2、別紙3	<p><別紙1-1の「各種認定・認証取得状況」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の加点対象となります。 ・申請時において認定・認証を取得していることが確認できる書類を提出してください。(資料や認定機関等のHP写し等) <p><別紙1-1「事業戦略、生産性向上計画、またはこれに準ずる事業計画」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の評価対象となります。 <p>○事業戦略 (公財)高知県産業振興センター(以下、「センター」という。)または高知県地産地消・外商課の事業戦略策定・実行支援事業を活用して策定された事業計画。ただし、部門別計画など全体計画でない場合は、全体計画への切替又は「経営計画」あるいは「これらに準ずる計画」により全体計画を策定する必要があります。</p> <p>○経営計画 商工会又は商工会議所が認定した経営計画</p> <p>○生産性向上計画 よろず支援拠点へ設置される「生産性向上支援センター」を活用して作成した計画</p> <p>○「これらに準ずる計画」 事業戦略及び経営計画、生産性向上計画以外の事業計画であって、以下の項目が記載されているもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①現在置かれている市場の概況 ②自社の現状分析 ③3年後まで(令和9年～令和11年)の数値目標(売上高等)と行動計画

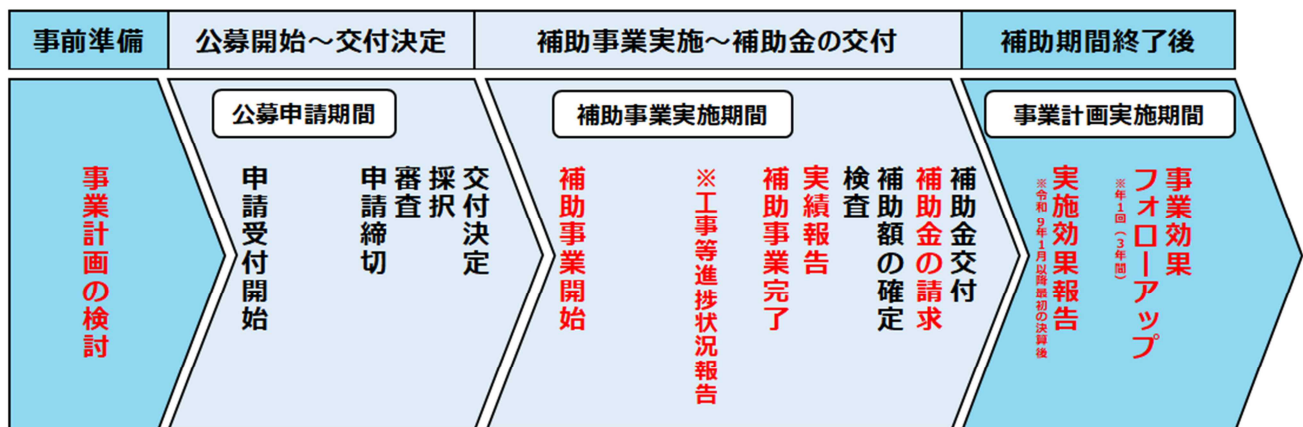
<p>③事業実態が確認できる書類</p>	<p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・決算書の写し（令和6年、7年の2期分） <p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税青色申告決算書又は白色申告収支内訳書（令和6年、7年の2期分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) は、申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。 ・上記が取得できない場合は定款等を提出してください。 ・決算書は、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表を提出してください。 ・令和8年の決算書がある場合は添付してください。
<p>④その他添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数を確認できる資料 ・事業内容と金額の根拠が確認できる資料（見積書、カタログ等） ・補助金申請に関する誓約書兼同意書（別紙4） ・事業成果フォローアップ同意書（別紙5） ・「県税」の納税証明書（徴収猶予を受けている場合も提出） ・振込先口座の確認資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合:法人事業概況説明書の写し ・個人事業主の場合:③で提出された所得税青色申告決算書又は所得税白色申告収支内訳書の写しで可 ・1件あたり30万円（税込）を超えるものについては、2者以上の同一物品・機種等の見積りが必要です。 ・経費の性質上、2者以上の見積をとることがどうしても困難な場合は、単独契約を行うこととした理由書を提出してください。 ・見積書は積算内訳（明細書等）があるものに限ります。（一式としてまとめた記載は不可） ・事業内容を補足する図面や機械性能等を説明する資料を添付することができます。 ・「先進枠」、「100億企業枠」の場合は、補助事業者が指定するフォローアップ機関から同意書をもらって提出してください。 ・申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。（使用目的:補助金申請のため 税目:全ての県税） ・通帳の表紙及び表紙裏の見開きの写し等を提出してください。

	・その他、事務局が必要に応じ て求める書類	・先進枠のプレゼン審査において、補助事業計画を補足 説明する資料を追加提出することができます。
--	--------------------------	--

(3) 申請書提出先、問い合わせ先(本補助金事務局)

本事業ホームページ	高知県産業振興推進部産業政策課 https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026021300101/ ※申請書の様式等は本事業ホームページからダウンロードしてください。
申請書の提出方法	○電子フォーム（『FormBridge（フォームブリッジ）』（kintone 連携サービス））により 補助金事務局へ提出 してください。各添付ファイルの最大容量は 10MB です。容量を超える場合は、事前に事務局へご相談ください。 ○電子フォームでの提出が困難な場合は、郵送やメールでの送付を可能としますが、個別に事務局へご相談ください。 ○持参での受付は行っていません。
事務局からのお願い	○内容審査や交付決定にあたって、事業内容に関する確認等を行うため、事務局から連絡をさせていただく場合があります。申請書の連絡先は、 必ず連絡がとれる電話番号およびメールアドレスを記載 してください。
問い合わせ先	高知県所得向上推進企業等総合支援事業費補助金事務局 TEL：0120-613-635 Mail：info-kochi-shotoku@winwin-ad.com 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

【参考：手続きの流れ】



6 申請にあたっての注意事項

- (1) 行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第19条により禁止されています。行政書士以外の申請代行は法律違反となりますので、ご注意ください。
- (2) 補助対象経費は、補助事業の目的に沿っていることや金額、内容等を、提出書類によって事務局が明確に確認できるものであることが必要です。
- (3) 事業計画に対して、過度な経費計上等の金額、内容の妥当性、必要性、効果についての根拠や説明が不十分な場合、その他本事業の目的に対して不適当と考えられる経費が見込まれていると判断した場合は、**一部の経費のみを補助対象とした一部交付決定（申請額から交付額を減額した交付決定）を行うことがあります。**
- (4) 対象経費の発注先の選定にあたって**契約金額(税込)が30万円を超えるものは、申請者自らが2者以上から同一物品・機種等の見積もり**を取り、最低価格を提示した者を選定してください。
※単独見積とするために、同一の物品・機種等について分割発注することは認められません。また、最低価格を提示した者を選定していない場合や2者以上から見積もりを取ることができない場合は、その理由を明らかにした理由書の提出を求めますが、理由が不明あるいは合理的でない場合は補助対象となりませんので留意してください。
- (5) 消費税及び地方消費税額は補助対象外となります。添付する**見積書は「税込」「税抜」の別が記載されたものを提出**してください。
- (6) 経費の支払方法等については、以下のとおりとします。補助対象経費以外との混合払い(総合振込等)は、行わないようにしてください。
- ① 支払方法は原則、「振込依頼書による銀行振込」としてください。ネットバンキングも可としますが、振込済みが確認できる資料の提出が必要です。(振込指定日(予約日)の画面コピーは不可)
 - ② クレジットカードによる支払は原則対象外です。ただし、海外企業などからの購入で、支払方法がクレジットカードに限定されている場合は可としますが、支払方法がクレジットカード払いに限定されていることが確認できる資料の提出が必要です。
 - ③ 金銭の支出が伴わないもの(クーポン、ポイント、商品券、電子マネー等での支払い)は補助の対象外です。
 - ④ 自社振出・他社振出に関わらず、小切手・手形による支払は対象外です。
 - ⑤ 他の取引との相殺(売掛金と買掛金の相殺等)は対象外です。
 - ⑥ 外国通貨の場合は、支払決済時の公表仲値で円換算を行ってください。
- (7) 各種キャンセルに係る取引手数料、振込手数料(相手方負担の場合を含む)、消費税等、本補助金の申請等に係る費用は補助対象外とします。
- (8) **補助金の交付は、精算払い**とし、事業終了後に提出される実績報告書及び証拠書類等を確認のうえ、交付額を確定し、支給します。

(9)令和8年度一次募集で採択された事業者は、二次以降の公募には申請できません。

7 計画の変更等

(1)補助事業の中止・廃止

事業の遅延や補助事業の実施を断念せざるを得ない場合、まずは速やかに事務局まで連絡してください。事前に「中止・廃止申請書(第3号様式)」を提出し、承認を受ける必要があります。

(2)補助事業の内容変更

- ①交付決定を受けた補助事業の変更(内容変更や対象経費の減額等)を行う場合は、必ず事前に(発注・契約前に)事務局に相談してください。「変更申請書(第4号様式)」を提出し、承認を受けなければならない場合があります。
- ②交付決定を受けた後、変更承認を受けずに発注・契約内容の変更を行った経費については、補助対象とならない場合がありますので注意してください。

8 実績報告

(1)提出期限

補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月16日のいずれか早い日を期限とし、期限までにメールで提出してください。

※補助事業を完了した日とは、補助対象経費の支払が完了し、事業計画書の記載の事項が完了した日(検収日が最終支払日より後日の場合は検収日)です。

(2)提出書類

- ①実績報告書(第6号様式、別紙1-1,1-2,1-3)
- ②事業実施を確認できる書類の写し(発注書又は注文書、納品書、請求書、銀行振込依頼書等)
- ③実施内容が分かる写真(導入した物品・機器の全体、銘板(機種名等が分かるもの)等)、図面等
- ④取得財産等管理台帳(第8号様式)の写し及び耐用年数表

(3)留意点

- ①補助事業完了後の補助金確定にあたって、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件に係る金額は補助対象外となります。
- ②補助金の支払いは、補助対象経費のうち、「支出済みの経費のみ(クレジットカードの場合は引き落とし)」が対象となります。
- ③交付決定を受けた経費については、その支払が完了した後に、実績報告書及び支払を証明する書類等を、定められた期日までに提出しなければ補助金は受け取れません。
- ④申請時には想定しえなかったやむを得ない理由等により、補助対象期間内に納品や支払が完了しない場合は、速やかに事務局まで連絡してください。

⑤実績報告を受けて補助事業の内容を精査した結果、補助対象外の経費が判明した場合は、実際に受け取る補助金額が交付決定額から減額となります。

⑥検査が終了して交付決定額が確定した後、2週間程度で申請者の口座へ補助金を支払います。

9 補助事業執行状況等の報告

(1) 工事等の進捗状況

工事を実施している場合、または一つの単価が500万円以上の設備若しくは機械等の設置を伴う補助事業を実施している場合は、「工事等進捗状況報告書（第9号様式）」について、11月末日の状況を12月10日までにメールで報告してください。ただし、11月末日までに補助事業が完了している場合は、報告は必要ありません。

(2) 補助事業実施効果

「横展開枠」を活用した場合は、令和9年1月以降に迎える最初の決算後、3か月以内に、補助事業実施効果報告書(第10号様式)により必ずメールで報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。報告が行われない場合、また、事業計画が適切に遂行されていないと認められる場合には、補助金の交付取消し・返還等を求める場合があります。

10 補助事業フォローアップ

①「先進枠」、「100億企業枠」を活用した場合は、補助事業実施年度の翌年度から3年間事業成果等について、「フォローアップ資料（第11号様式）」を県に毎年報告してください。また、補助事業者が指定する支援機関とともに、年に1回県のヒアリングを受けてください。報告が行われない場合、また、事業計画が適切に遂行されていないと認められる場合には、補助金の交付取消し・返還等を求める場合があります。

(支援機関) 金融機関（メインバンク等）、商工会・商工会議所、産業振興センター、
その他専門家（中小企業診断士など）

②県のヒアリングでは、目標の達成状況など事業成果等を把握するため、補助事業実施報告書や決算書などをベースに聞き取りを行います。また、県が取りまとめた経営改革モデルの新たな先進事例として追加し、県内事業者への横展開に活用させていただきます。

11 財産処分の承認申請

(1) この補助事業で取得し、又は効用の増加した財産を、処分制限期間において処分(取り壊し、廃棄、転用、貸付け、譲渡、交換、担保に供する処分)する際には承認が必要となりますので、必ず事前に事務局まで連絡のうえ、指示を受けてください。

(2) 事前承認が必要なものは、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上(税抜)の施設財産、機械及び器具等です。

- (3) 処分制限期間とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」が定める期間を指します。
- (4) 事業実施年度以降においても、処分制限期間が満了するまでは事前に承認が必要になります。
- (5) 承認を受けて財産処分する場合、残存簿価相当額又は時価(譲渡額)により、当該処分財産に係る補助金額を限度に返還しなければなりません。
- (6) 承認を得ずに処分を行った場合、補助金交付決定の取り消しや補助金の返還の対象となります。

12 重要説明事項(補助事業者の義務等、交付決定後に遵守すべき事項)

(1) 本補助金の取扱い及び書類の保存義務について

- ① 本補助金は国の交付金を財源として活用しているため、国の会計検査院による会計検査の対象となります。そのため、令和13年度末(補助事業が完了した日の翌年度から5年間)までは、補助事業に関する申請書及び帳簿、証拠書類を、会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ② 補助事業完了後に会計検査院が実地検査に入る場合があります。この検査により、適切でない支出と認められた場合には、補助金の返還を求められることがあり、これに従う必要があります。
- ③ 検査の際に違反行為が発覚した場合には、加算金を賦した上、補助金の返還等の措置がなされるとともに、不正を行った企業名が公表される場合があります。さらに、悪質性が認められた事案については、警察に告訴される場合もあります。
- ④ 補助事業者が「高知県補助金等交付規則(昭和43年3月19日規則第7号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ⑤ 以下の行為は不正行為となります。不正行為が発覚した場合は下記(2)に記載する交付決定の取り消しや返還金の請求等を行う場合があります。
- ・本補助金と同一の内容で国等から他の補助金、助成金等の交付を重複して受けていた場合。
 - ・事業実施期間中及び補助金交付後において、不正行為、情報の漏洩等があり、補助事業者として不適切な行為を行っていた場合。
 - ・補助事業者自身が行うべき行為を当該補助事業者以外が行っていた場合(なりすまし行為)。
 - ・2社以上の見積を取得する場合に、契約相手方等に依頼して他社の見積書を取り寄せる行為を行っていた場合。

(2) 交付決定の取り消しによる返還加算金や返還延滞金について

- ① 申請要件に該当しない事実や不正の発覚により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取り消しに係る部分の返還を命じた時は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に10.95%の割合で計算した額(加算額)を支払うこととなります。

②補助金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき補助金及び加算金の全部又は一部が納付されなかった時は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して、10.95%の割合で計算した額(延滞金)を支払うことになります。

(3)補助対象期間について

「補助金交付決定通知書」に記載した日が交付決定日になります。この日以降に事業を開始してください。ただし、指令前着手届により交付決定前に事業に着手することを例外的に認める場合は除きます。

(4)事業実施に係る経理・財産管理書類について

①補助事業の実施にあたっては、専用の通帳の作成や収支を記載した帳簿を備えるなど、事業の収支を管理し、補助対象経費を明確にして、経費の証拠書類(見積書、納品書、請求書、支払を証明する書類等)を整備してください。(証拠書類の保存期間は(1)に記載のとおり「補助事業が完了した日の翌年度から5年間」です。)

②補助事業により取得した単価 50 万円以上(税抜)の施設財産、機械及び器具等は「処分制限財産」に該当しますので、耐用年数を経過するまでは、備品(固定資産)台帳などで適切に管理してください。

(5)個人情報の使用目的について

本補助金は、国の交付金を受けて県が実施しているものであるため、県に提供いただいた個人情報については、補助金の適正な執行のために国に共有することがありますのでご了承ください。

13 その他

(1)補助事業の進捗状況等の確認のため、県が実地検査を行う場合があります。また、補助事業者は、本事業の遂行及び収支の状況について、県から要求があった時は速やかに遂行状況を報告しなければなりません。

(2)その他、補助事業の申請や執行にあたって、本公募要領や交付要領、ウェブサイト等の案内に記載のない事項については、県からの指示に従うものとします。

(3)本事業において知的財産権が発生した場合は、その権利は事業者に帰属します。

(4)本補助金のうち、固定資産の取得に充てるための補助金については、圧縮記帳が認められます。

別添 1

高知県暴力団排除条例関係

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別添 2

<横展開枠>

審査項目		審査の視点	配点	比重
1	現状・課題 整理の適正 性	・具体的、論理的な説明により、現状の経営状況や 自社の課題について、適切に把握、整理されてい るか ・事業戦略等（※ 1）を策定し、中期的な経営方 針や事業方針が整理されているか	5点 非常に高く評価できる 4点 高く評価できる 3点 普通 2点 あまり評価できない 1点 全く評価できない	× 6
2	補助事業 計画の妥当 性・実現可 可能性	・補助事業計画が具体的で効果的な内容となってい るか ・資金計画や収益計画、決算書などから賃上げや付 加価値向上計画の実現可能性は十分高いと見込 めるか	5点 非常に高く評価できる 4点 高く評価できる 3点 普通 2点 あまり評価できない 1点 全く評価できない	× 6
3	計上経費の 費用対効 果・妥当性 （※ 2）	・費用対効果が十分見込める効率的、合理的な経 費積算になっているか ・経営状況、事業規模から見て過大すぎる投資とな っていないか	5点 非常に高く評価できる 4点 高く評価できる 3点 普通 2点 あまり評価できない 1点 全く評価できない	× 8

※ 1 該当する事業戦略等は公募要領に掲載

※ 2 補助対象経費のうちハード事業分が 1,500 万円を超える場合は、B / C が 1.0 を超えること

加点項目	配点	比重
パートナーシップ構築宣言	1点 宣言している 0点 宣言していない	× 2
下記の①～④のいずれかの認証もしくは認定を受けている事業者 ①次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定（くるみん 認定） ②女性活躍推進法に基づく、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定） ③「高知県ワークライフバランス推進企業認証制度」のうち、複数部門の認 証を取得（2部門以上）	2点 いずれかの認定・認証 を受けている 0点 いずれの認定・認証も 受けていない	× 2

<先進枠>

審査項目		審査の視点	評価	比重
1	現状・課題整理の適正性	・具体的、論理的な説明により、現状の経営状況や自社の課題について、適切に把握、整理されているか ・事業戦略等（※1）を策定し、中期的な経営方針や事業方針が整理されているか	5点 非常に高く評価できる 4点 高く評価できる 3点 普通 2点 あまり評価できない 1点 全く評価できない	×2
2	補助事業計画の妥当性・実現可能性	・補助事業計画が具体的で効果的な内容となっているか ・資金計画や収益計画、決算書などから賃上げや付加価値向上計画の実現可能性は十分高いと見込めるか	5点 非常に高く評価できる 4点 高く評価できる 3点 普通 2点 あまり評価できない 1点 全く評価できない	×2
3	計上経費の費用対効果・妥当性（※2）	・費用対効果が十分見込める効率的、合理的な経費積算になっているか ・経営状況、事業規模から見て過大すぎる投資となっていないか	5点 非常に高く評価できる 4点 高く評価できる 3点 普通 2点 あまり評価できない 1点 全く評価できない	×4
4	先進性・新規性	・困難な地域課題や業界課題の解決に資するなど先進的な取組、または新規性のある取組であることが具体的に説明されているか ・または、新たな技術の活用など、野心的な取組であることが具体的に説明されているか	5点 非常に高く評価できる 4点 高く評価できる 3点 普通 2点 あまり評価できない 1点 全く評価できない	×6
5	地域波及効果	・県内の取引事業者の活性化につながるなど地域波及効果があることが具体的に説明されているか	5点 非常に高く評価できる 4点 高く評価できる 3点 普通 2点 あまり評価できない 1点 全く評価できない	×6

※1 該当する事業戦略等は公募要領に掲載

※2 補助対象経費のうちハード事業分が1,500万円を超える場合は、B/Cが1.0を超えること

加点項目	配点	比重
パートナーシップ構築宣言	1点 宣言している 0点 宣言していない	×1
下記の①～④のいずれかの認証もしくは認定を受けている事業者 ①次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定（くるみん認定） ②女性活躍推進法に基づく、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定） ③「高知県ワークライフバランス推進企業認証制度」のうち、複数部門の認証を取得（2部門以上）	2点 いずれかの認定・認証を受けている 0点 いずれの認定・認証も受けていない	×1